

広島県告示第六百九十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年九月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
広島県広島市安佐南区上安七丁目、同区上安町、同区高取北一丁目、同区高取北四丁目及び同区高取北二丁目地内	区域の名称 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
	区域の名称 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示 区域の表示及び法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
長楽寺川（三二六）	土石流	次の図のとおり
安川支川（三二七）	土石流	次の図のとおり
安川支川（三二九）	土石流	安川支川（三二九） 土石流 次の図のとおり
安川支川（三三〇）	土石流	次の図のとおり
荒谷川支川（三三二）	土石流	荒谷川支川（三三二） 土石流 次の図のとおり
荒谷川（三二二a）	土石流	荒谷川（三二二a） 土石流 次の図のとおり
安川支川（三三二b）	土石流	安川支川（三三二b） 土石流 次の図のとおり
安川支川（九九五a）	土石流	安川支川（九九五a） 土石流 次の図のとおり
安川支川（九九六）	土石流	安川支川（九九六） 土石流 次の図のとおり
安川支川（九九七a）	土石流	安川支川（九九七a） 土石流 次の図のとおり

荒谷川支川 (九九八)	土石流	次の図のとおり	荒谷川支川 (九九八)	土石流	次の図のとおり
荒谷川支川 (五〇四一)	土石流	次の図のとおり	荒谷川支川 (五〇四一)	土石流	次の図のとおり
荒谷川支川 (三三三三)	土石流	次の図のとおり	安川支川 (三三三三隣c)	土石流	次の図のとおり
安川支川 (三三三三隣c)	土石流	次の図のとおり		土石流	次の図のとおり
荒谷川支川 (六一六一)	土石流	次の図のとおり	安川支川 (三三三三隣c)	土石流	次の図のとおり
土石流	次の図のとおり	次の図のとおり		土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。